

ブロック塀等 改善事業 補助制度のご案内



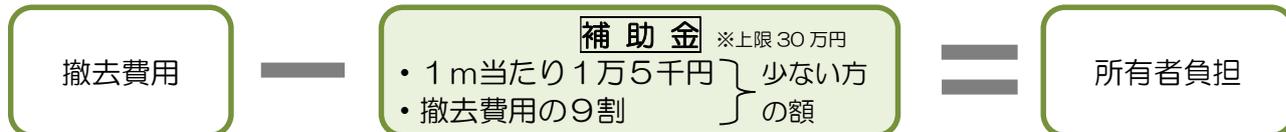
小平市では、地震発生時におけるブロック塀等による被害を防止するため、ブロック塀等の改善事業を行う方に対して、その費用の一部を補助しています。

予算には限りがあることから、ご利用される方はお早めにご相談ください。
なお、申請の受付期間は4月1日から12月中旬までを予定しています。
【令和7年度より、撤去に対する補助金を1m当たり12,000円から15,000円に増額しました。】

補助金の額

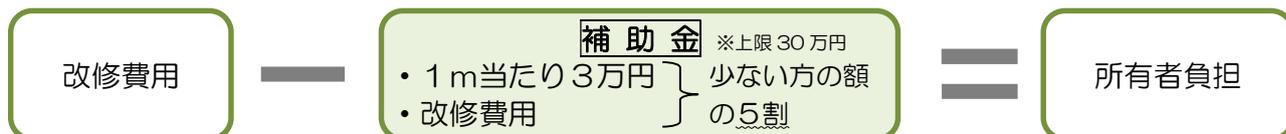
(1) ブロック塀等の撤去

ブロック塀等の長さ1m当たり1万5千円を乗じた額と、撤去に要する経費の9割以内とを比較して少ない方の額。(上限30万円)



(2) 軽量なフェンス等への改修(新たに設置する工事) ※改修のみでの申請はできません

フェンス等の長さ1m当たり3万円を乗じた額と、改修に要する経費とを比較して少ない方の額の5割。(上限30万円)



補助対象事業

次のすべての要件を満たしているものが対象となります。

- 対象となる道路*に面するブロック塀、石塀、れんが塀その他これらに類する塀(門柱を含む)。
- 基礎の部分を除く高さが1メートル以上、かつ倒壊の危険性が高いと判断される塀を撤去するもの。
- 軽量なフェンス等を設置する場合は、高さ2メートル以下。ブロック塀等を築造する場合は、高さが0.6メートル以下(ブロック3段分)。※万年塀や鉄筋コンクリート造の塀は対象外
- これまでに改善事業を行う同一の敷地で、この制度に基づく補助金の交付を受けていないこと。

- ・対象となる道路に面している
- ・高さ1m以上で危険性が高い
- ・技術的基準を満たす安全な塀等

※対象となる道路
建築基準法上の道路、市が管理する道路など。詳しくはお問い合わせ下さい。

補助対象者

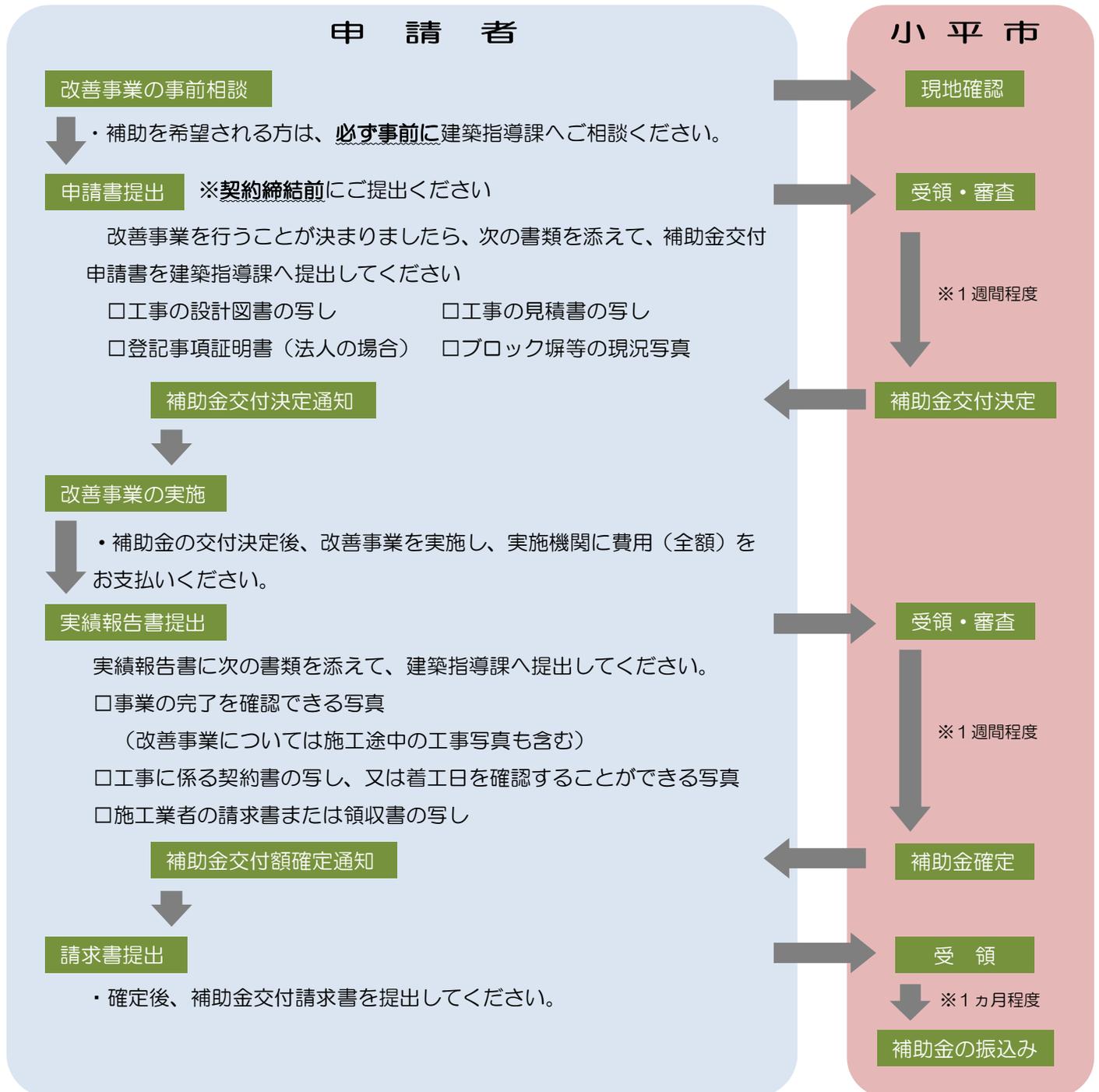
補助対象事業を行う方で、ブロック塀等を所有する方(法人を含む)

その他

制度の詳細については、**必ず事前に**小平市建築指導課にてご確認ください。
対象となるブロック塀等であるか、現地確認を行います。

耐震改修補助の手続きの流れ

※交付決定前に、改善事業に係る**契約を締結した場合は**補助の対象となりませんのでご注意ください。



【お問合せ・ご相談先】

小平市 都市開発部 建築指導課（市役所4階）

〒187-8701 小平市小川町2-1333 TEL 042-312-1145

窓口にお越しの場合は、事前にお電話で日時を調整のうえお越しください。